

山形県自転車活用推進計画連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 自転車活用推進法第10条第1項に定める都道府県計画（山形県自転車活用推進計画）の策定及び自転車活用に係る施策を総合的かつ効果的に推進していくため、山形県自転車活用推進計画連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、以下に掲げる事務を行う。

- (1) 自転車活用推進法に関すること。
- (2) 山形県自転車活用推進計画の策定に関すること。
- (3) 自転車活用に係る施策の推進に関すること。
- (4) その他、自転車活用推進に関すること。

(事務局)

第3条 連絡会議の事務局を県土整備部管理課に設置する。

- 2 事務局長は管理課長をもって充てる。
- 3 事務局長に事故があるときには、あらかじめ事務局長が指名した構成員がその職務を代理する。

(組織構成)

第4条 連絡会議は、事務局長及び別表1に掲げる課室の実務者（課長補佐級）により構成する。

- 2 事務局長は、前項の構成員以外で必要があると認めた者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議)

第5条 連絡会議は、事務局長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 事務局長は、必要に応じて、関係する一部の構成員による作業部会を設置することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1)

部 局 名	課 名	備考
総務部	人事課	総務部（総務厚生課、管財課）代表
みらい企画創造部	企画調整課	
	総合交通政策課	
	多文化共生・国際交流推進課	
防災くらし安心部	防災危機管理課	
	消費生活・地域安全課	
環境エネルギー部	環境企画課	
健康福祉部	がん対策・健康長寿日本一推進課	
観光文化スポーツ部	観光交流拡大課	
	スポーツ振興課	
農林水産部	農政企画課	
教育局	学校体育保健課	
県警本部 交通部	交通企画課	
	交通規制課	
県土整備部	都市計画課	
	道路整備課	
	道路保全課	
	管理課（県土強靱化推進室）	事務局